

In brief

A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

pwc

11 September 2014

IASBがIFRS第10号およびIAS第28号の修正を公表

論点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014年9月11日、国際財務報告基準 (IFRS) 第10号「連結財務諸表」および国際会計基準 (IAS) 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(2011年) の修正を公表しました。本修正は、投資者とその関連会社または共同支配企業の間での資産の売却または拠出に関する会計処理を明確化するものです。

影響

事業か資産か

本修正は、IFRS第10号とIAS第28号の要求事項の間で現在認識されている不整合を解消するものです。関連会社または共同支配企業に対して売却または拠出する非貨幣性資産が「事業 (business)」を構成するかどうかにより、会計処理が異なります。

非貨幣性資産が「事業」を構成する場合、投資者は利得または損失の全額を認識します。当該資産が事業の定義を満たさない場合、投資者は他の投資者の持分の範囲で利得または損失を認識します。

適用範囲

本修正は、投資者がその関連会社または共同支配企業に対して資産を売却または拠出する場合にのみ適用されます。本修正は、投資者が共同支配事業に対して資産を売却または拠出する場合の会計処理を扱うことは意図していません。

経過措置

このIFRS第10号およびIAS第28号 (2011年) の修正は、2016年1月1日以後開始する事業年度から将来に向かって適用されます。

考察

本修正が要求する会計処理の変更により、「事業」の定義に対する重要性、また潜在的にはIFRS第11号における共同支配の取決めの分類に対する重要性が増す可能性があるといえます。

関連会社または共同支配企業に対して資産を売却または拠出するすべての企業が、この影響を受けることになります。企業は適切な会計処理を決定するために、売却または拠出する資産が事業を構成するかどうかを評価する必要があるといえます。

© 2014 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.